

地域でつくるみんなの居場所

～住民による小地域の介護予防の取り組み～

兵庫県 稲美町

- 自治会という身近な小さい地域の単位で虚弱高齢者の居場所づくりを実施。
- 介護予防事業として自治会に委託。対象者の選定、誘い出し、ケアの提供の一連を高齢者の生活や背景をよく知る地域住民が担う。
- 運営するスタッフも高齢者が大半で、元気高齢者が虚弱高齢者を支える仕組みとなっている。長年経過し、80歳を過ぎてなお、スタッフとして活躍したり、スタッフから参加者に移行するケースがある。
- この事業に取り組むことで地域住民の親密性、ソーシャルキャピタルが向上している。





地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	稲美町
②人口（※１）	３１８１１人（ ）
③高齢化率（※１） （６５歳以上、７５歳以上それぞれについて記載）	６５歳以上 ２５．１％（ ） ７５歳以上 １０．６％
① 取組の概要	高齢者が地域の集会所で、週１回日中近所の方とゆっくり過ごす。内容は茶話会、ゲーム、音楽、手芸などの創作、会食等。運営を自治会に委託し、対象者の選定、誘い出し、ケアの提供の一連を地域の住民が担う。
⑤取組の特徴	自治会の応募により開始し、年次途中でも可能。二次予防事業者を対象としているが、元気高齢者や介護認定者の参加を阻まない。運営スタッフの大半は高齢者で、元気高齢者が虚弱高齢者を支える仕組みとなっている。
⑥開始年度	平成１８年度
⑦取組のこれまでの経緯	地域住民で運営できるのかを見極めるため、平成１７年度試行的に３地区で半年間実施後、翌年に開始した。開始３年後には、自治会集会所の改修・新築の補助金について本事業を実施する場合には増額することとなった（担当は他課）。少しずつ実施地区が増加し現在１８地区で実施中。
⑧主な利用者と人数	参加者の８割以上が後期高齢者。参加実人数は３１０人、スタッフ実人数は２８１人。
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体は町。運営を自治会に委託。
⑩市区町村の関与（支援等）（※２）	運営費は１回１万円（参加者１０人以上、７人以上なら７千円）。スタッフ向けの研修会、意見交換会開催。事業の評価、参加者の個別評価等実施。
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※３）	地域支援事業交付金 ９５０万円
⑫取組の課題	全自治会６６地区中、１８地区実施中。開催地区の増加を図ることが課題。
⑬今後の取組予定	開催が困難な地区の代替え方法を検討。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	稲美町健康福祉課 地域包括係 ０７９－４９２－９１５０

※１ 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※２ 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※３ 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





いきいき広場 実施要領

（目的）後期高齢者における要介護の原因の過半数は、脳卒中などの病気ではなく老化による心身機能の低下である。後期高齢者の介護予防の秘訣は「生涯現役」であり、社会活動が豊富なほど心身機能も高い。社会活動は個人の能力ももちろんだが、日常における周囲の環境の影響が大きい。そのため、自治会単位の身近な地域で定期的集える場所を設け、後期高齢者の介護予防を図る。

（実施主体）実施主体は稲美町。自治会もしくは、自治会で承認された地域住民により構成された団体に委託することができる。また、1自治会で2会場以上の実施も可能とする。

（委託契約）稲美町と自治会で委託契約を単年度で締結する。

（委託料）委託料は1回あたり、10,000円を限度とし、年間予定回数に基づき計算する。1回あたりの利用者数が10人以上の場合は10,000円、10人未満の場合は7,000円とする。年間予定回数に基づき4月と10月、または開始月に前払い金として指定の口座に振り込む。精算は年度末の実績報告に基づき行う。

（対象者）対象者は実施地区に居住するおおむね65歳以上の虚弱な高齢者。

（実施会場）自治会集会所、またはこの事業を適切に実施できると認められる施設において実施するものとする。なお、外出する場合は会場から徒歩移動できる程度とする。

（実施内容）この事業は、実施施設を中心に以下に示す内容を実施する。

- ① 他者との会話（回想療法）
- ② ゲーム・ニュースポーツ
- ③ 音楽
- ④ 手芸などの創作
- ⑤ 会食
- ⑥ その他目的を達するため必要な内容

（利用料）原則無料とする。ただし、昼食代は実費負担とする。また、材料代の負担を伴うものは実費を徴収することができる。

（新規地区開始時期）新たに実施開始をする地区は、年度の途中でも可能とする。

（実施回数・曜日）実施回数は原則として週1回、開催曜日は原則として平日とする。但し地域の実状に合わせて、実施回数・曜日は協議する。

（実施記録）日誌、出席簿の記載を行う。日誌には参加者数、実施した内容、気が付いたことなどを記録する。

（事故等緊急時の対応）利用者の緊急時連絡先を確認し、名簿に記載して事業実施時には備えておく。配布しているマニュアルに沿って、事務局（地域包括支援センター）に報告し、職員と共に対応する。

（風災害等の対応）警報が発令されたら原則中止とする。ただし、天候の動向をみて風雨の強いときに参加者を移動させないなど配慮すること。

